

鹿児島県産業廃棄物専門委員会

日時：令和7年9月22日(月) 午後1時10分から
場所：リナシティかのや(鹿屋市)

会 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

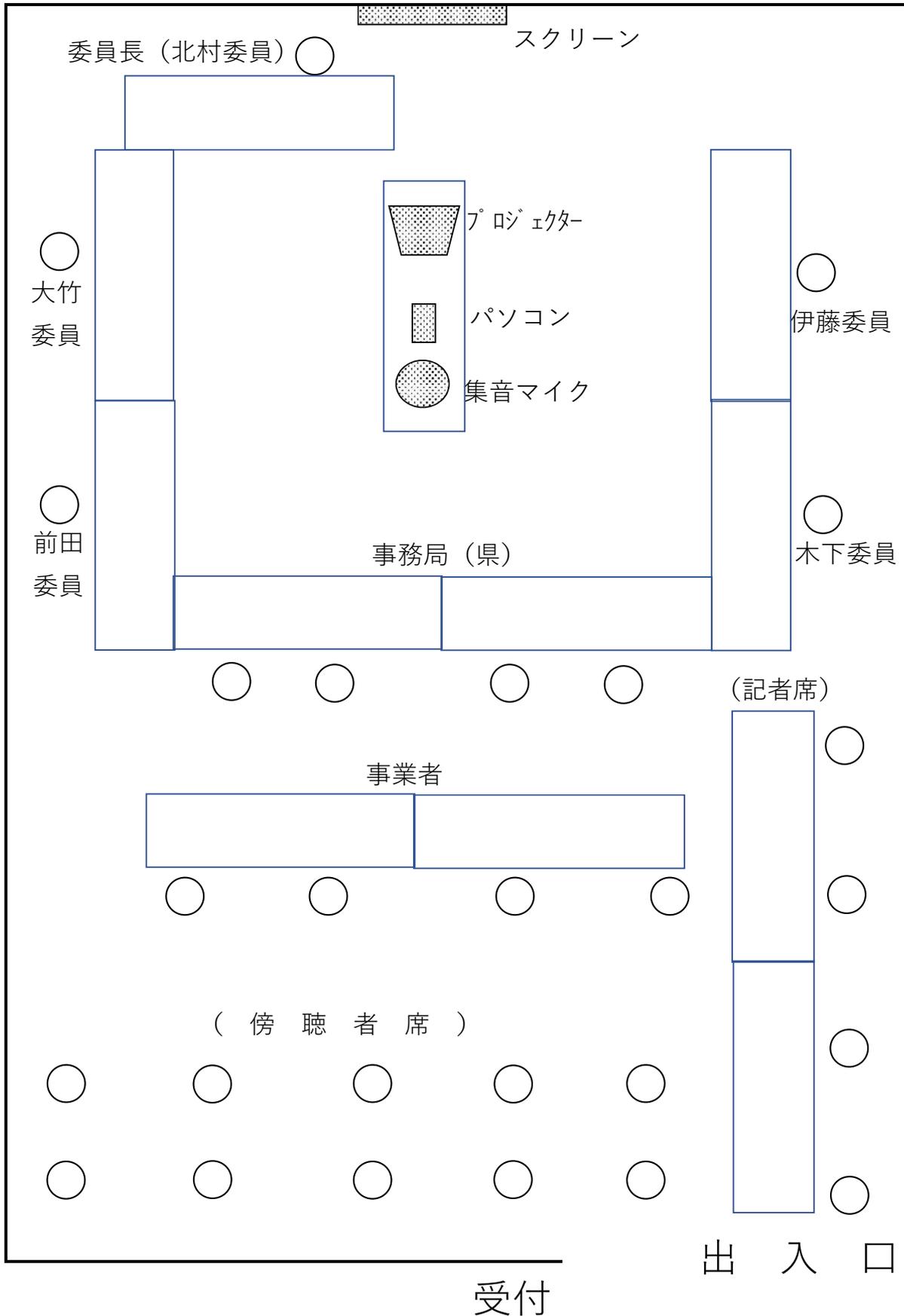
(1) 安定型最終処分場の変更許可申請について

- ① 変更許可に係る手続及び変更許可申請の概要
- ② 生活環境への影響について

4 閉 会

鹿児島県産業廃棄物専門委員会座席表

令和7年9月22日（月）
リナシティかのや
3階フリールーム



資料一覧

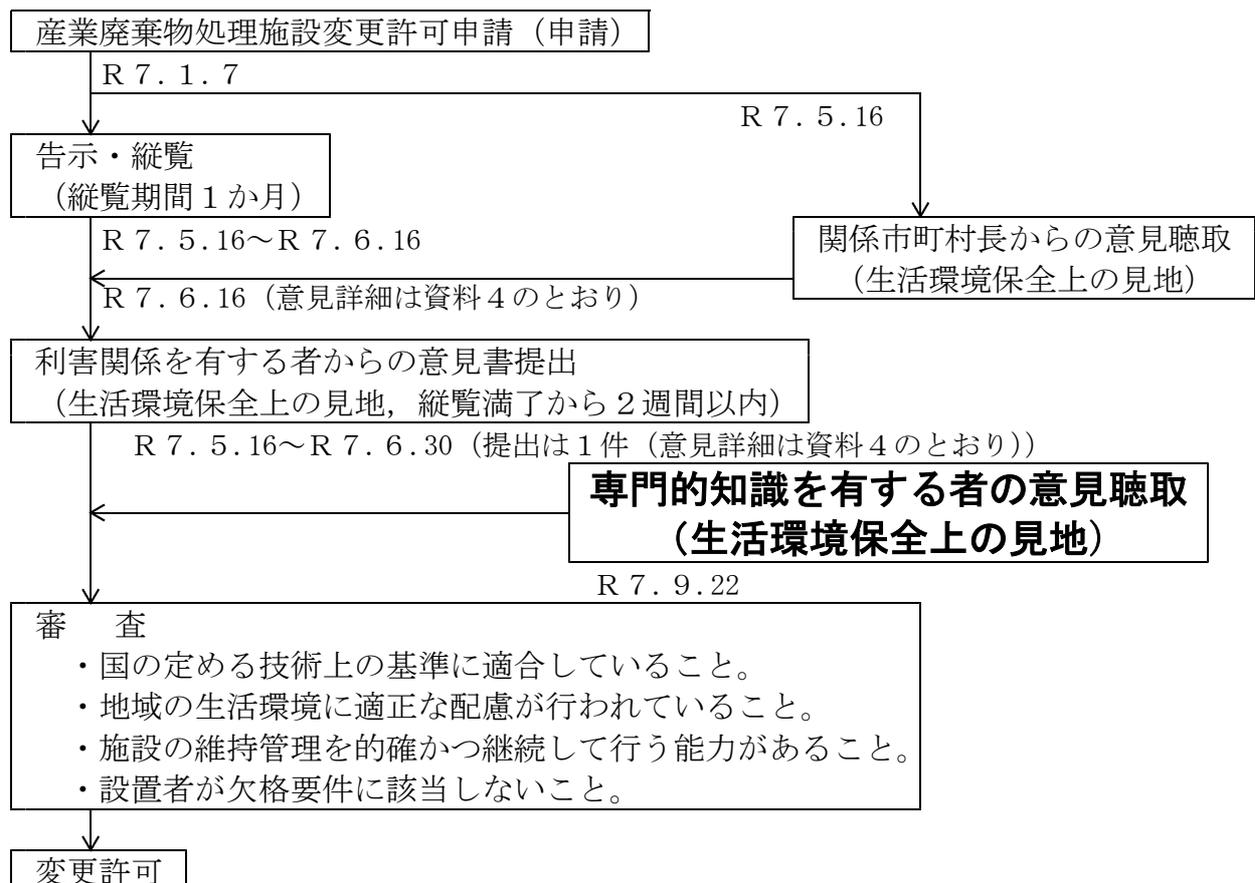
資料 1	有限会社マカケの安定型最終処分場の拡張に係る手続状況	-----	P1
資料 2	有限会社マカケの安定型最終処分場の変更許可申請に係る概要	-----	P3
資料 3	有限会社マカケの安定型最終処分場の変更許可申請に係る 生活環境影響調査結果について	-----	P7
資料 4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第2項 において準用する同法第15条第5項の規定に基づき提出 された鹿屋市長の意見及び同条第6項に基づき提出された 利害関係を有する者からの意見一覧	-----	P15
参考資料			
参考 1	安定型最終処分場とは	-----	P21
参考 2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	-----	P23
参考 3	鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（抜粋）	-----	P25
参考 4	鹿児島県産業廃棄物専門委員会設置要領	-----	P29
参考 5	鹿児島県産業廃棄物専門委員会委員名簿	-----	P31

有限会社マカケの安定型最終処分場の拡張に係る手続状況

1 廃棄物処理法関係

- (1) 鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱に基づく手続
 - 平成30年4月16日 事業者から事前協議書提出
 - 令和元年11月8日～令和3年7月27日
事業者による関係者への説明（説明会，戸別訪問）
 - 令和3年9月18日 事業者より協議等結果報告書提出
 - 10月21日 鹿屋市長より意見書提出
 - 令和4年1月6日 事前協議終了

- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続
 - 令和7年1月7日 事業者から産業廃棄物処理施設変更許可の申請
 - 5月16日 変更許可申請書の縦覧に係る告示
 - 5月16日～6月16日 変更許可申請書の縦覧
(県庁，大隅地域振興局，鹿屋市役所)
 - 5月16日～6月30日 利害関係を有する者からの意見提出期間
 - 6月16日 鹿屋市長から意見書提出



2 他法令関係

- (1) 森林法に基づく手続（林地開発許可に係る申請）
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく手続（特定盛土等工事の許可に係る申請）

有限会社マカケの安定型最終処分場の変更許可申請に係る概要

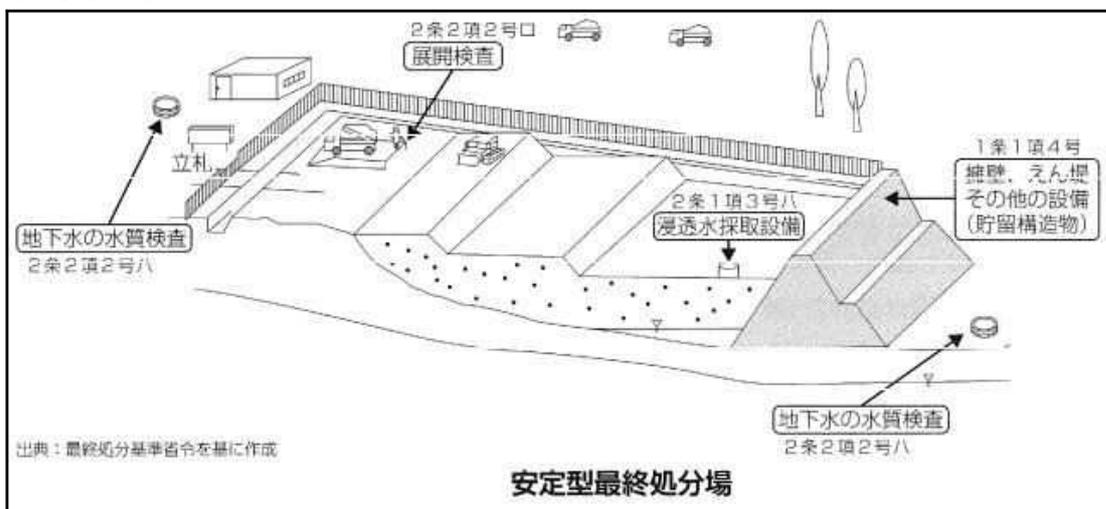
- 1 申請者
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5530番地 3
有限会社マカケ 代表取締役 江藤千登勢
- 2 設置場所
鹿児島県鹿屋市串良町細山田字水流丸2904番 1 外21筆
- 3 変更前の許可の概要
 - (1) 施設の種類
産業廃棄物安定型最終処分場
 - (2) 許可年月日
平成 6 年 7 月 14 日
 - (3) 処理する産業廃棄物の種類
①廃プラスチック類, ②ゴムくず, ③金属くず, ④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑤がれき類

- 4 変更の理由
既存施設の規模変更

5 埋立処分計画の概要

変更事項	変更後計画	変更前計画
埋立面積	30,745.56 m ²	8,109 m ²
埋立容量	385,620 m ³	91,879 m ³
日処分量	36 m ³	—
埋立期間	36 年	—
年間稼働日数	300 日	—
処理する廃棄物の種類	3(3)の5品目(①から⑤は石綿含有産業廃棄物を含む。)及び鉱さい(環境大臣が指定する安定型産業廃棄物に限る。)	3(3)の5品目(⑤は石綿含有廃棄物を含む。)

[一般的な例]



6 処理方式の概要

廃棄物埋立は、セル方式（一日に搬入された廃棄物を一体に覆土して埋め立てる方式）及びサンドイッチ方式（廃棄物を3m毎に積み、その上に0.5mの覆土をし、重機にて敷きならし、転圧、締固め）とする。

最終覆土はおおむね0.5m以上厚の土砂で覆う。

7 構造及び設備の概要

(1) 貯留構造物

自重、土圧、地震力等に対して構造耐力上安全な土堰堤（高さ5m）を設置。

(2) 浸透水採取設備

浸透水取水設備を調整池に設置。

(3) 雨水排水施設

土堰堤などの安定を保持するため、埋立地底部に排水管（多孔管）を設備し浸透水や湧水を排水する。埋立後の表面排水は埋立地周囲及び内部にU字型トラフを設備し下流に排水する。

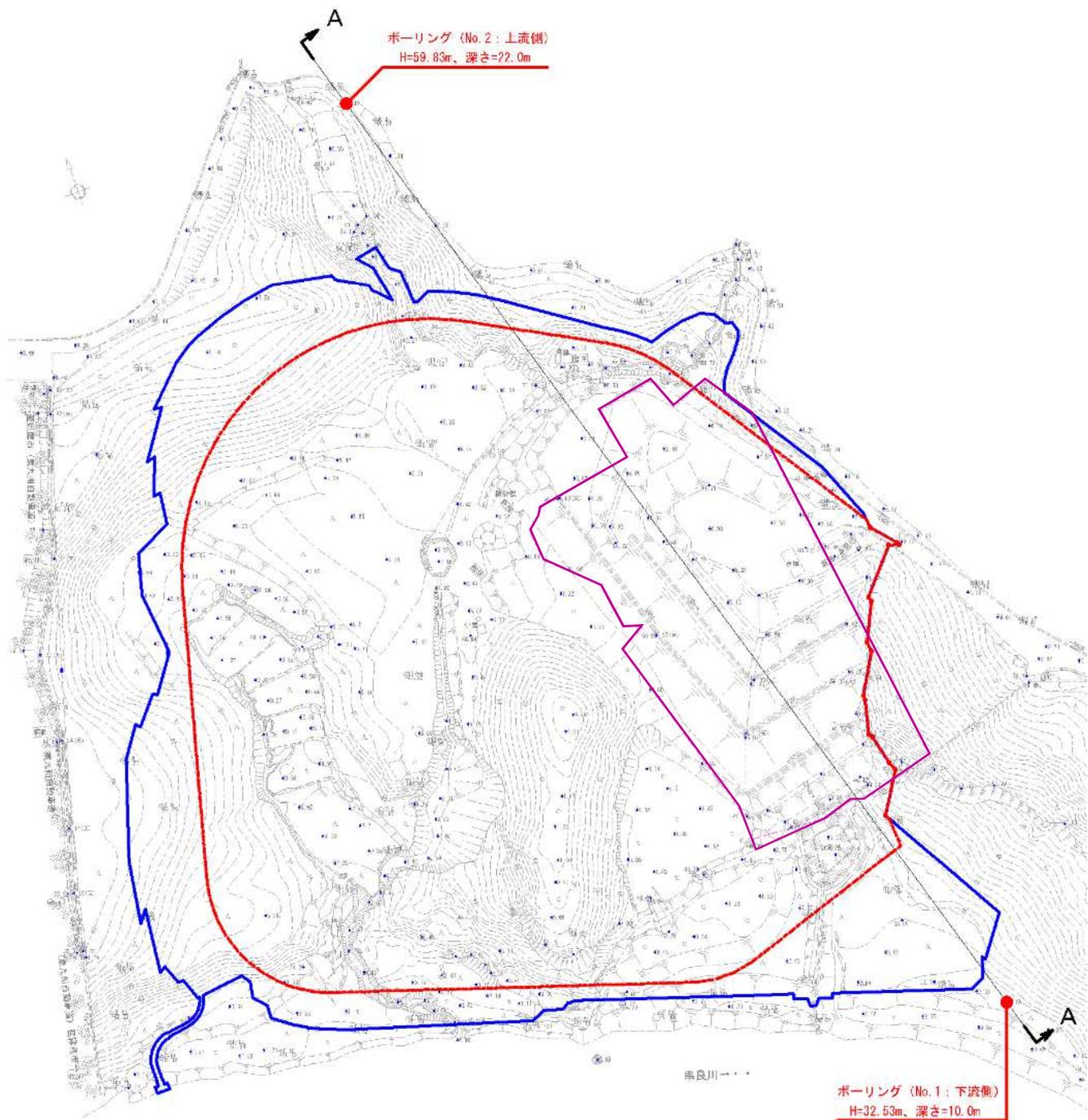
(4) 調整池

容量約4,250m³の調整池を処分場下流に設置。

(5) 搬入道路

処分場までは既存道路である東九州自動車道、主要地方道高隈串良線、一般市道馬掛線を利用し、埋立地内には搬入道路及び管理道路を整備する。

平面図



-  現在の事業区域
-  変更後(今回申請)の埋立処分区域
-  変更後(今回申請)の事業区域

周辺地域の状況（人家等の分布，河川水利用等）



有限会社マカケの安定型最終処分場の変更許可申請
に係る生活環境影響調査結果について

安定型最終処分場の拡張に係る生活環境影響調査（平成27年7月～平成28年2月）

1 廃棄物の処理

搬入する産業廃棄物	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（環境大臣が指定する安定型産業廃棄物に限る。）		
埋立方法	セル及びサンドイッチ方式		
維持管理	水質検査の実施	浸透水	BOD : 1回/月 ----- その他の排水基準項目 : 1回/年
		周縁地下水	地下水等検査項目 : 1回/年
	水質悪化時	廃棄物の搬入及び埋立を中止し、原因の調査など生活環境保全上必要な措置を講じる。	
閉鎖の措置	埋立処分が終了した場合は、埋立地をおおむね0.5m以上厚の層厚で覆土し、跡地は農地利用のほか、一部は植樹を行う。		

2 大気

(1) 大気質

① 埋立作業に伴う影響（計画地，計画地周辺地域（直近民家））

	降下ばいじん量
現況	0.14, 0.21 トン/km ² /月
不快感の目安値 ^{注1)} ※基準値なし	20 トン/km ² /月
予測結果	<p>計画地は標高差約30mの谷間であり，埋立は最下流から開始するため，埋立開始直後に周辺地域へ粉じんが飛散することは考えにくい。また，風向・風速の現地調査結果から風力階級4以上の発生頻度は1%未満である。</p> <p>埋立は必要に応じて散水を行いながらバックホウ等で十分に転圧・締固め，覆土作業を実施するため，予測地点における粉じん濃度は低いものと予測される。</p>
影響の分析結果	粉じん濃度は低く発生頻度も低いこと，不快感の目安値を下回っていることから，周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいものと評価される。

注1) 「浮遊粒子状物質による環境汚染の環境基準に関する専門委員会報告（昭和45年12月，生活環境審議会）」による地域住民の中に不快，不健康感を訴えるものが増加するとされている浮遊粒子状物質の濃度

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響（市道馬掛線）

	浮遊粒子状物質（SPM）		二酸化窒素（NO ₂ ）	
	1時間値の1日 平均値（mg/m ³ ）	1時間値の最高 値（mg/m ³ ）	1時間値の1日 平均値（ppm）	1時間値の最高 値（ppm）
現況	<0.01 ~ 0.02	0.02 ~ 0.05	<0.001~0.002	0.003 ~ 0.010
環境基準値	0.10以下	0.20以下	0.04~0.06のゾーン 内又はそれ以下	— (0.1~0.2以下 ^{注2)})
予測結果	0.0500014 mg/m ³ （1時間値） （現況値から0.0000014 mg/m ³ 上昇）		0.010016 ppm（1時間値） （現況値から0.000016 ppm上昇）	
影響の 分析結果	現況値とほとんど変化なく，環境基準値及び短期暴露指針値を満足することから，周辺地域の大气質への影響は小さいものと評価される。			

注2) 中央公害対策審議会の短期暴露指針値（「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について（中央公害対策審議会，昭和53年3月22日答申）」による二酸化窒素の1時間値

3 騒音及び振動

(1) 騒音

① 埋立作業による影響（計画地，計画地周辺地域（直近民家））

単位：dB

	計画地	直近民家
現況 ^{注3)}	46～47	41.3～44.7
基準値等 ^{注4)}	60 以下	55 以下（参考値）
予測結果 （埋立開始直後）	—	45.2～46.9
影響の 分析結果	<p>埋立作業において、直近民家での騒音レベル予測値は環境基準を満足し、計画地における現況値も基準を満足していることから、地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると分析される。</p> <p>最終処分場の供用後、周辺の土地利用状況が変化し、最終処分場の稼働に伴う騒音により周辺地域の生活環境が損なわれると認められる場合は、防音壁、稼働時間制限等の騒音対策を講じることとしている。</p>	

注3) 計画地の評価には測定値の90%レンジの上端値（L5）を用い、計画地周辺地域の評価には等価騒音レベル（LAeq）を用いた。

注4) 計画地は騒音規制法の第2種区域に指定されており、特定工場等に係る規制基準（昼間）及び鹿屋市環境保全条例に基づく騒音に係る規制基準と比較した。
計画周辺地域は環境基準の類型指定がなされていない地域であるため、近接民家については「B地域（主として住居の用に供される地域）」と想定した環境基準値と比較した。

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響（市道馬掛線）

単位：dB

現況 ^{注5)}	54.6
基準値等 ^{注6)}	環境基準値 55 以下（昼間）（参考値） 要請限度値 65 以下（昼間）
予測結果	55.0（現況値から0.4dB上昇）
影響の 分析結果	<p>環境基準の類型指定はなされていないが、主として住居の用に供される地域に適用される昼間の環境基準値と比較すると、基準値を満足することから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価される。</p>

注5) 等価騒音レベル（LAeq）

注6) 環境基準の類型指定がなされていない地域であるため、騒音規制法による地域指定の状況から、「主として住居の用に供される地域」と想定した環境基準値と比較した。

同地は騒音規制法に基づく自動車騒音の区域として指定されておらず「a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域」の要請限度値と比較した。

(2) 振動

① 埋立作業による影響（計画地、計画地周辺地域（直近民家））

単位：dB

	計画地	直近民家
現況 ^{注7)}	< 30.0	< 30.0
基準値等 ^{注8)}	60 以下	55 以下
予測結果 (埋立開始直後)	—	30 (現況値と変わらず)
予測結果 (埋立完了直前)	—	30 (現況値と変わらず)
影響の 分析結果	<p>埋立作業において、直近民家での振動レベル予測値は振動体感閾値を下回り、計画地における現況値も基準を満足していることから、地域の生活環境に及ぼす影響は軽微であると分析される。</p> <p>最終処分場の供用後、周辺の土地利用状況が変化し、最終処分場の稼働に伴う振動により周辺地域の生活環境が損なわれると認められる場合は、使用重機の変更や稼働時間制限等の振動対策を講じることとしている。</p>	

注7) 評価には測定値の80%レンジの上端値(L10)を用いた。実測値の最大値が<30である場合は、予測計算においては現況値を30としている。

注8) 計画地は振動規制法の区域区分について指定はなされていないが、騒音規制法による地域指定の状況から、第1種区域の規制基準(昼間)と比較した。

直近民家は、中央公害対策審議会騒音振動部会報告(昭和51年)の人体が振動を感じ始める振動レベル(振動体感閾値)55dBと比較した。

② 廃棄物運搬車両の走行に伴う影響（市道馬掛線）

単位：dB

現況 ^{注9)}	< 30
要請限度値 ^{注10)}	65 以下
予測結果	30.3 (現況値から0.3 dB上昇)
影響の 分析結果	<p>計画地は道路交通振動限度の地域指定はなされていないが、第1種区域の要請限度値を満足することから、周辺地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価される。</p>

注9) 評価には全測定時間帯の80%レンジの上端値(L10)を用いた。

注10) 調査対象地点は振動規制法の道路交通振動の区域指定はなされていないため、騒音規制法による地域指定の状況から、第1種区域の要請限度値(昼間)と比較した。

4 水質及び地下水

(1) 水質（施設からの浸透水の流出による影響（浸透水流入河川））

現況調査結果	串良川上流	串良川下流
健康項目	—	—
生活環境項目 ^{注11)}	豊水量時期（7月）、低水量時期（2月）とも環境基準値を満足	豊水量時期（7月）、低水量時期（2月）とも環境基準値を満足
BOD	1.0, 1.7 mg/L	1.2, 1.6 mg/L
SS	<1 mg/L	<1 mg/L
農業用水基準項目	測定したSS, CODは豊水量時期、低水量時期ともに基準値を満足	測定したSS, CODは豊水量時期、低水量時期ともに基準値を満足
予測結果	<p>最終処分場の浸透水が放流先の河川水と混合する地点を予測地点とし、処理する廃棄物の種類及び性状からBOD及びSSを予測項目とした。</p> <p>BOD（豊水流量時期）0.8004 mg/L（現況値から0.0004 mg/L上昇） （低水流量時期）0.8003 mg/L（現況値から0.0003 mg/L上昇） SS（豊水流量時期）2.6012 mg/L（現況値から0.0012 mg/L上昇） （低水流量時期）2.6009 mg/L（現況値から0.0009 mg/L上昇）</p>	
影響の分析結果	<p>串良川合流地点におけるBOD及びSSは環境基準値及び農業用水基準値を満足すると予測されることから、放流先河川の水質へ及ぼす影響は小さいと評価される。</p>	

注11) 生活環境項目について、串良川水域が指定されている河川A類型基準と比較した。

(2) 地下水（最終処分場の存在による影響）

現況	地下水の水質	上流側及び下流側観測孔	豊水量時期及び低水量時期に、上流側観測孔及び下流側観測孔において地下水質の調査を行った結果、地下水等検査項目 ^{注12)} 基準を満足した。
	地下水の流れ	<p>阿多火砕流堆積物の溶結凝灰岩が広く分布しており、これは涵養層及び帯水層になり得る。また、溶結凝灰岩を浸食する形で広がる谷は、崖錐堆積物の砂・粘土・礫で埋まっており、これらは良好な帯水層であるといえる。入戸火砕流堆積物の軽石質凝灰岩及び溶結凝灰岩地下水については涵養層とともに帯水層にもなり得る。また、河川堆積物の砂・礫は地下水位が形成される箇所では帯水層を形成しやすい地層である。</p> <p>調査地の堆積物は北東から西側へ高度を下げながら緩やかに傾斜しており、東側斜面からの地下水の浸透は少なく、北側及び西側斜面からの地下水の供給が多いとみられる。これらのことから、地下水は調査地の西側の谷筋を流下すると想定される。</p>	
	予測結果（影響の分析）	<p>地下水は西側に流動していると推察され、拡張後は地表水量及び地下水は減少すると予測されるが、串良川流域に対する計画地の流域面積は非常に小さいことから、地下水に及ぼす影響は小さいと評価される。</p>	

注12) 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

5 総合的な評価

安定型最終処分場の設置に係る生活環境への影響について、廃棄物処理法及び廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき、生活環境影響要因を抽出し、大気汚染、騒音、振動、水質汚濁及び地下水の流れの影響の予測及び分析を行った結果、全ての項目において地域の生活環境に及ぼす影響は小さいと評価される。

有限会社マカケ最終処分場変更許可申請に係る法第15条第5項及び第6項に基づく意見

分類	番号	意見内容	県の考え方
大気質	1	【鹿屋市意見】廃棄物や粉じんの流出がないよう十分な対策をとること。	<p>施設の維持管理の概要として、「土砂で覆土転圧を行い、廃棄物の飛散流出を防止する。特に、風の影響により飛散しやすいものは直ちに覆土を行う。また、覆土の乾燥化や突風等による粉塵の発生が予想される場合は散水、転圧を行う。」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項）</p> <p>県としては、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、廃棄物の飛散対策等について監視指導を行う。</p>
騒音・振動	2	【鹿屋市意見】処理施設の設置予定場所の周囲には畜産業の農場がありますので、重機等の稼働については、畜産経営体へ影響が生じないように、騒音、振動の防止措置を講じること。	<p>生活環境影響調査報告書によると、騒音については、敷地境界において埋立作業時に46～47dBであり、鹿屋市環境保全条例に基づく騒音に係る規制基準60dB以下である。</p> <p>振動については、敷地境界において埋立作業時に30dB未満であり、振動体感閾値（55dB）を下回っている。（法第15条の2第1項第2号）</p> <p>県としては、畜産経営体への影響が生じた場合には、誠意を持って対応するよう指導する。</p>
水質	3	【鹿屋市意見】周辺の土地に土砂や雨水が流出しないように対策を講じ、また、環境汚染のおそれが生じた場合は、関係機関の指示に従い、誠意を持って速やかに改善策を講じること。	<p>雨水排出設備として、埋立地内の小段毎に側溝を設け、場内への雨水を調整池に排出する構造となっている。（基準省令第2条第1項第3号口）</p> <p>なお、林地開発許可においては、森林法第10条の2第2項に基づき、開発計画が土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する許可基準を満たしているかについて審査を行っている。</p> <p>水質悪化時の措置としては、「水質の悪化が認められる場合には、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号二及びへ）</p> <p>県では、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、申請者による水質検査結果を確認するとともに、申請者とは別に、浸透水の水質検査を実施する。</p>
	4	【利害関係者意見】現在でも、鹿屋市水道の取水口は産廃場より低い位置にありますが、山の中の水流がどうあるかはわかりませんが、3.4倍の量が入った時に将来に向けて水源の汚染が心配になります。	<p>安定型処分場は地下水等の水質に影響を与えるおそれがない産業廃棄物のみを埋め立てる処分場であり、産業廃棄物の受け入れ時に展開検査を徹底することにより、許可品目以外の混入を防止することとされている。</p> <p>その上で事業者は、施設の維持管理の概要として、「浸透水については地下水等検査項目を1年1回以上、BODを1月に1回以上、水質測定・記録し、地下水について「最終処分場周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水の水質検査を行う。水質検査の頻度は年1回行う」としている。（基準省令第2条第2項第2号ハ及びホ）</p> <p>県では、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、申請者による水質検査結果を確認するとともに、申請者とは別に、浸透水の水質検査を実施し監視指導を行う。</p> <p>また、事業者においては「水質の悪化が認められる場合、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」としており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号二及びへ）</p> <p>県としては、事業者から連絡を受けた場合、必要に応じて施設の使用の停止を命じ、速やかに必要な措置を講ずるよう指導する。</p> <p>なお、計画地の下流側に、鹿屋市の水道の取水口はない。</p>

分類	番号	意見内容	県の考え方
水質	5	【鹿屋市意見】本施設に近接し排水先となる串良川下流では農業用水の取水利用がありますので、施設管理、排水の水質及び量について適正な維持管理を行うこと。	<p>安定型処分場は地下水等の水質に影響を与えるおそれがない産業廃棄物のみを埋め立てる処分場であり、産業廃棄物の受け入れ時に展開検査を徹底することにより、許可品目以外の搬入がなされないこととなっている。</p> <p>生活環境影響調査報告書によると、串良川に放流する浸透水の水質はBODが0.8mg/L、浮遊物質量が2.6mg/Lと予測されており、農業用水基準（昭和45年農林省公害研究会策定）以下（COD：6mg/L以下、浮遊物質量：100mg/L以下）となっており、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされている。（法第15条の2第1項第2号）</p> <p>また、埋立地内からの雨水を含む排水については調整池を経由して排出される構造となっているほか、施設の維持管理の概要として、「浸透水については地下水等検査項目を1年1回以上、BODを1月に1回以上、水質測定・記録」することとしている。（基準省令第2条第2項第2号ホ）</p> <p>県では、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、申請者による水質検査結果を確認するとともに、申請者と別には、浸透水の水質検査を実施する。</p> <p>また、事業者においては「水質の悪化が認められる場合、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」としており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号ヘ）</p> <p>県としては、事業者から連絡を受けた場合、必要に応じて施設の使用の停止を命じ、速やかに必要な措置を講ずるよう指導する。</p>
	6	【鹿屋市意見】施設からでる処理水（以下「処理水」という。）以外の排水については、処理水と同様に排水管理をし、処理水と同じ排水管の利用をせず、処理水と混合させないよう別に定めることが望ましいこと。	事業者の計画においては、雨水排出設備として、埋立地内の小段毎に側溝を設けることにより、最終処分場からの浸透水とは別系統で、雨水を調整池に流入する構造となっている。（基準省令第2条第1項第3号ロ）
地下水	7	【鹿屋市意見】産業廃棄物施設が設置してある付近地の地下水に、これまでにない事象等が確認された時には、施設側は責任ある対応を取ること。	<p>水質悪化時の措置としては、「地下水の水質の悪化が認められる場合には、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号ニ）</p> <p>県としては、事業者から連絡を受けた場合、必要に応じて施設の使用の停止を命じ、速やかに必要な措置を講ずるよう指導する。</p>
災害防止	8	【鹿屋市意見】火災の発生防止に努め、火災が発生した場合の施設内での防火体制を整備すること。	施設の維持管理の概要として、「火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。」とされており、施設内での防火体制が整備されることとなっている。（基準省令第2条第2項）
	9	【鹿屋市意見】自然災害により、周辺環境に被害が及ぼさないよう適切な施設管理に努めること。	<p>施設の構造の概要として「地滑り防止工として、盛土による堰堤やコンクリート擁壁の設置及び地滑りに対する抑止効果を高める」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第1項及び同項第3号）。</p> <p>また、維持管理の計画においては、「擁壁等は定期的に点検し、損壊する恐れがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講じる。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行い、補修の必要が生じた場合は直ちに補修する。」とされている。（基準省令第2条第2項第2号）</p> <p>県としては、法第15条の2の2に規定する定期検査等において、構造が基準に適合しているかを確認する。</p> <p>なお、林地開発許可においても、森林法第10条の2第2項に基づき、開発計画が土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する許可基準を満たしているかについて審査を行っており、許可に当たっては災害防止の観点から、主要防災施設の先行実施及び年1回の施工状況報告等を許可条件に附することとしている。</p>

分類	番号	意見内容	県の考え方
	10	【鹿屋市意見】地域住民の安全を脅かすようなことがないよう努めること。	<p>施設の構造の概要として「地滑り防止工として、盛土による堰堤やコンクリート擁壁の設置及び地滑りに対する抑止効果を高める」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第1項及び同項第3号）。</p> <p>また、水質悪化時の措置としては、「地下水の水質の悪化が認められる場合には、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号ニ）</p> <p>県としては、法第15条の2の2に規定する定期検査等において、構造が技術上の基準に適合しているかどうかを確認する。また、法第19条第1項の規定に基づく立入検査において、事業者による水質検査結果を確認するとともに、事業者とは別に、浸透水の水質検査を実施する。</p>
災害防止	11	【鹿屋市意見】施設等の設置、運用に際しては、周辺農地に悪影響を及ぼさないように処置、対応すること。	<p>安定型処分場は地下水等の水質に影響を与えるおそれがない産業廃棄物のみを埋め立てる処分場であり、産業廃棄物の受け入れ時に展開検査を徹底することにより、許可品目以外の搬入がなされないこととなっている。</p> <p>生活環境影響調査報告書によると、串良川に放流する浸透水の水質はBODが0.8mg/L、浮遊物質量が2.6mg/Lと予測されており、農業用水基準（昭和45年農林省公害研究会策定）以下（COD：6mg/L以下、浮遊物質量：100mg/L以下）となっており、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされている。（法第15条の2第1項第2号）</p> <p>また、埋立地内からの雨水を含む排水については調整池を経由して排出される構造となっているほか、施設の維持管理の概要として、「浸透水については地下水等検査項目を1年1回以上、BODを1月に1回以上、水質測定・記録」することとしている。（基準省令第2条第2項第2号ホ）</p> <p>県では、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、申請者による水質検査結果を確認するとともに、申請者とは別に、浸透水の水質検査を実施する。</p> <p>また、事業者においては「水質の悪化が認められる場合、速やかに埋立を中止し、各関係機関に連絡し、その原因を究明するとともに再度水質検査を行い安全が確認されるまで埋立を中止する。」としており、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第2項第2号ヘ）</p> <p>県としては、事業者から連絡を受けた場合、必要に応じて施設の使用の停止を命じ、速やかに必要な措置を講ずるよう指導する。</p>
	12	【利害関係者意見】度重なる台風、大雨により、崩落の危険があった。今後の災害級の大雨、台風に対して無謀な計画と思わざるをえない。	<p>施設の構造の概要として「地滑り防止工として、盛土による堰堤やコンクリート擁壁の設置及び地滑りに対する抑止効果を高める」とされている。（基準省令第2条第1項及び同項第3号）。</p> <p>また、「埋立地内は小段に設けた側溝より雨水を調整池に排出しています。埋立地周囲には、表流水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる側溝等の設備を設ける。」としており、堰堤等の安定性を確保するために必要な雨水排水設備が設置され、必要な対策が講じられる計画となっている。（基準省令第2条第1項第3号ロ）</p> <p>県としては、法第15条の2の2に規定する定期検査等において、構造が基準に適合しているかを確認する。</p>

分類	番号	意見内容	県の考え方
災害防止	13	【利害関係者意見】崩落が起きた時、馬掛地区の水田は水に困りませんが、下流地域の水田は非常に困った事になるのではないのでしょうか。	<p>施設の構造の概要として「地滑り防止工として、盛土による堰堤やコンクリート擁壁の設置及び地滑りに対する抑止効果を高める」とされている。(基準省令第2条第1項及び同項第3号)。</p> <p>また、「埋立地内は小段に設けた側溝より雨水を調整池に排出しています。埋立地周囲には、表流水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる側溝等の設備を設ける。」としており、堰堤等の安定性を確保するために必要な雨水排水設備が設置され、必要な対策が講じられる計画となっている。(基準省令第2条第1項第3号口)</p> <p>県としては、法第15条の2の2に規定する定期検査等において、構造が基準に適合しているかを確認する。</p>
清潔の保持	14	【鹿屋市意見】廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条(清潔の保持)の規定等により、管理地の清潔を保つように努めること。	<p>施設の維持管理の概要として、「土砂で覆土転圧を行い、廃棄物の飛散流出を防止する。特に、風の影響により飛散しやすいものは直ちに覆土を行う。また、覆土の乾燥化や突風等による粉塵の発生が予想される場合は散水、転圧を行う。」、「ネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずる。」とされており、必要な対策が講じられる計画となっている。(基準省令第2条第2項)</p> <p>県としては、法第19条第1項の規定に基づく立入検査等において、廃棄物の飛散対策や衛生害虫の対策の実施状況等について監視指導を行う。</p>
その他	15	【鹿屋市意見】周辺住民等への生活環境を保全するために稼働状況の透明性を高めることが重要と考えられます。事業者等が行った産業廃棄物処理施設等に係る調査結果について、閲覧またはインターネット公表するなど、情報の透明性や公正性を高めるように努めていただきたいこと。	<p>産業廃棄物最終処分場設置者は、法に基づき、維持管理の状況をインターネット等(紙媒体での記録を事業場で閲覧させること等を含む)で公表することが義務づけられているため、適切に公表がなされるよう県としても指導する。(法第15条の2の3第2項)</p>
	16	【利害関係者意見】これまでの搬入時の大型ダンプカーの通行により、荷物の散乱等地域住民との危険な場面が度々あった。	<p>産業廃棄物収集運搬業者に対しては、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に基づき産業廃棄物の飛散・流出がないよう、適切に指導していく。</p> <p>また事業者に対しても、搬入業者に周知するよう指導する。</p>
	17	【鹿屋市意見】産業廃棄物の搬入経路となる市道及び農道について、工事中や搬入時等の車両通行で交通量の増加が見込まれますので、交通事故や交通渋滞、路面損傷など交通ルール及びマナーの徹底を促し、地域住民の生活に支障を及ぼさないようにすること。また、隣接する里道については施設の設置による影響が生じないよう留意し、利用又は現状に変更が生じる場合は許可を得ること。	<p>事業者に対し、工事中や搬入時における交通事故防止等の対策を徹底し、搬入業者等に対しても周知するよう求める。併せて鹿屋市の意見を事業者に伝える。</p>

分類	番号	意見内容	県の考え方
その他	18	【鹿屋市意見】施設進入路の一部は、上水道水源施設管理にも使用している道路であることから、道路の轍等についても施設側で日常管理され、轍等による車両振動で付近道路上へ施設持込み物の散乱等が無いように、施設側で十分な管理をされること。	産業廃棄物収集運搬業者に対しては、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に基づき産業廃棄物の飛散・流出がないよう、適切に指導する。 また事業者に対しても、搬入業者に周知するよう指導する。
	19	【鹿屋市意見】施設の維持管理を適切に行うために環境法令の基準を満たすことが原則です。検査権限を有する県において、定期的に立入検査を行い、事業者が申請書に基づく適正な処理を行っているか（展開検査含む）、随時、確認をお願いしたいこと。	県としては、法第19条第1項の規定に基づき定期的に立入検査を実施し、法に適合した適正な処理がなされるよう監視指導を行う。
	20	【鹿屋市意見】伐採にあたっては、台風・大雨などによる土砂流出の防止など周辺地域に影響を及ぼすことのないよう、森林伐採における管理の徹底を講ずること。また、土砂流出等が発生した場合は、速やかに復旧するなど適切な措置を講ずること。このほか、林地開発許可申請に基づく適切な事業実施及び、残置森林等の管理を行うこと。	林地開発許可においては、森林法第10条の2第2項に基づき、開発計画が土砂災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全に関する許可基準を満たしているかについて審査を行っている。 なお、許可に当たっては、災害防止の観点から、主要防災施設の先行実施及び年1回の施工状況報告等を許可条件に附している。 また、許可後、県は梅雨時期等における災害防止の指導文書による注意喚起や施工地点検を実施し、災害の未然防止に努めることとしている。
	21	【鹿屋市意見】騒音規制法及び振動規制法並びに鹿屋市環境保全条例に基づく特定建設作業、特定施設又は指定施設に該当する場合は、鹿屋市生活環境課に届け出ること。また、工事に係る騒音、振動等の苦情については誠意をもって対応すること。	騒音規制法及び振動規制法、鹿屋市環境保全条例に基づく手続について事業者伝える。また、工事に係る騒音、振動等の苦情については誠意をもって対応することを事業者に指導する。
	22	【鹿屋市意見】3,000㎡以上の土地の形質の変更については、土壌汚染対策法第4条第1項の届出の対象となりますので、該当する場合は鹿児島県環境保全課に届け出ること。	土壌汚染対策について、法に基づき適切に対応するよう事業者に指導する。
	23	【鹿屋市意見】大型の処理施設となるため、人的事故には十分注意すること。	廃棄物処理施設の稼働に当たっては、事故に十分注意するよう事業者に求める。
	24	【鹿屋市意見】周辺住民等から生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに対応すること。	鹿屋市の意見を事業者伝える。
	25	【鹿屋市意見】串良町土地改良区と締結した同意書の条件を遵守すること。	鹿屋市の意見を事業者伝える。

分類	番号	意見内容	県の考え方
その他	26	【鹿屋市意見】周辺住民等からは、これまでも拡張計画へ反対であることを表明する要請書が提出されています。要請者と十分協議し、公害防止対策などを十分説明し理解を得るよう努めること。また、周辺住民等の質問や要望、苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって対応すること	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	27	【鹿屋市意見】地元住民が作業の立会を求めた際はそれを認めるようにすること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	28	【鹿屋市意見】地元企業として、これまでの説明や理解はもちろんのこと、地元と良好な関係が築けるよう努めること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	29	【鹿屋市意見】破碎機は騒音規制法及び振動規制法で定める特定施設に該当しますので、設置する場合は特定施設設置届出書を提出すること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	30	【鹿屋市意見】立木の伐採を伴う事業活動に当たっては、鹿屋市環境基本条例に基づき、環境を損なうことがないように、自らの責任と負担において公害等の防止、自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	31	【鹿屋市意見】建築行為にあたっては、規模等により建築基準法第6条に基づき建築確認申請が必要になる場合がありますので、所管行政庁と事前協議をすること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	32	【鹿屋市意見】申請地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありませんが、工事中に発見される可能性があります。発見した場合は、現状を変更することなく、速やかに鹿屋市教育委員会文化財センターへ連絡すること。	鹿屋市の意見を事業者に伝える。
	33	【利害関係者意見】この度、マカケ産廃場より、更新、拡張の申請が市、県へ出される事ですが、断固反対の意見書を提出します。	利害関係者の意見を事業者に伝える。 なお、本件申請の審査にあたっては、法令に則って適切に対応してまいります。
	34	【利害関係者意見】これまでの経緯より、すでに満杯となり自然に戻すとの約束があり、その役目を終えている。	利害関係者の意見を事業者に伝える。
	35	【利害関係者意見】面積、容量等は6倍と4倍との事ですが、前の説明会でコンサル会社の意見は、国の基準で作っているので、もし、崩落があっても責任はないし、国の責任になると説明を受けた（平然と答える）。この事を鑑みて、なんと無責任な会社で、信頼性が無い。	利害関係者の意見を事業者に伝える。

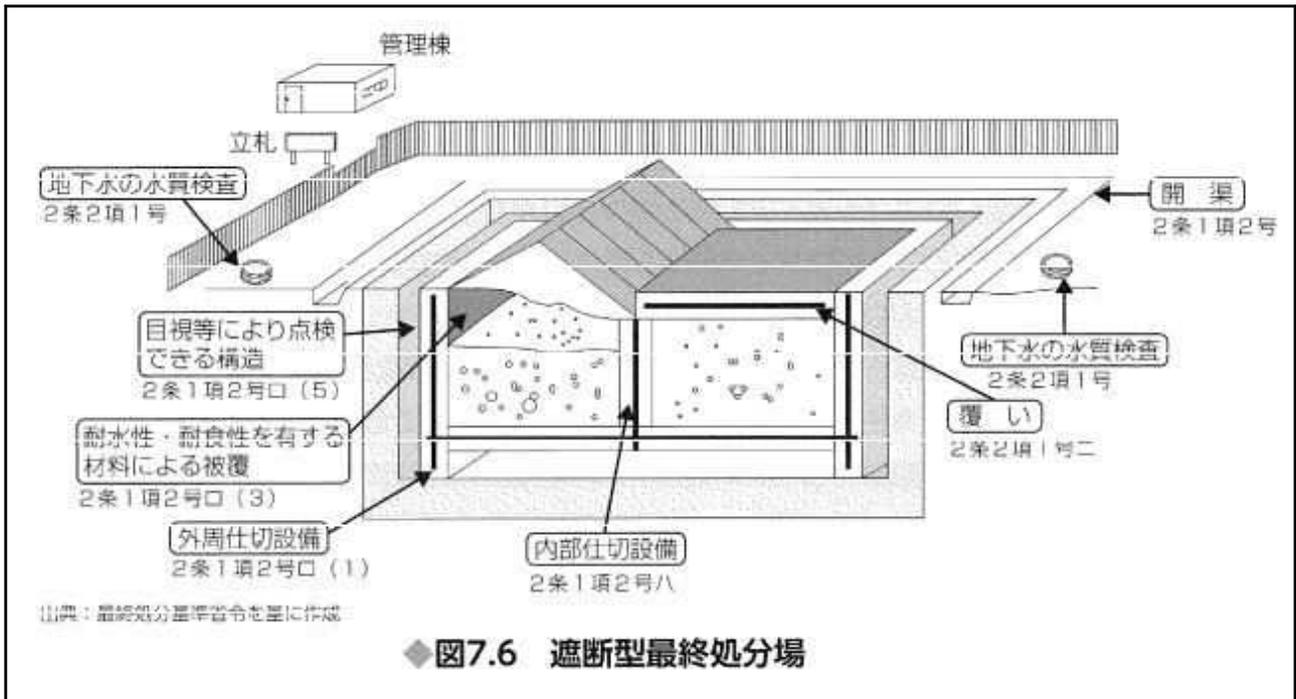
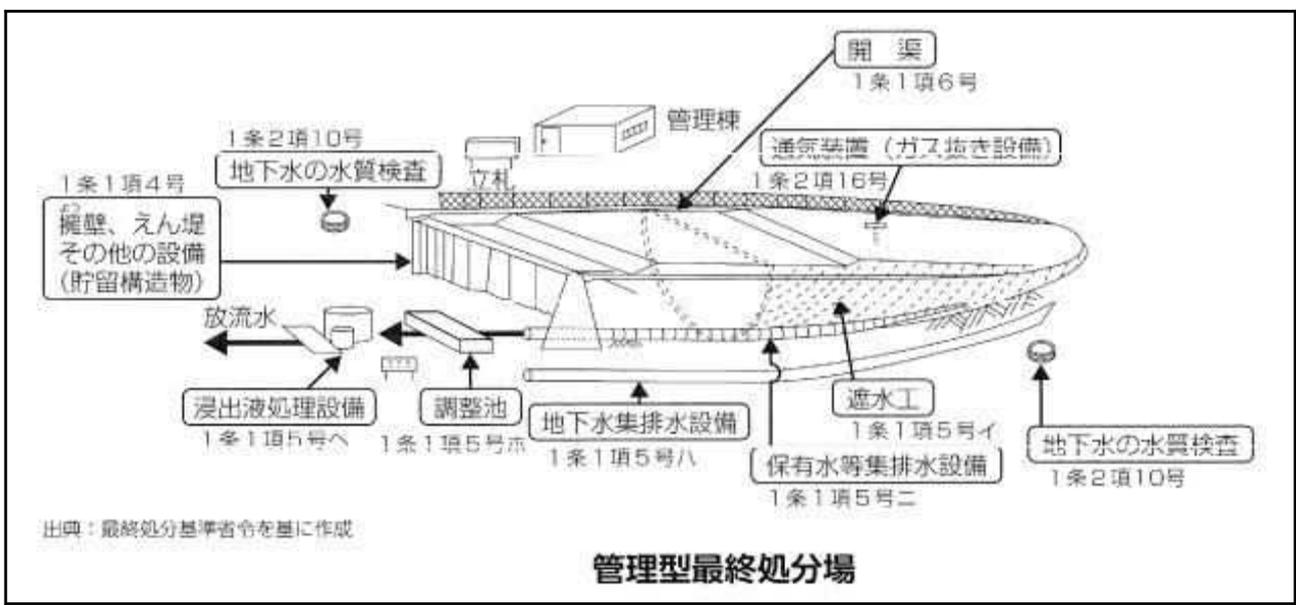
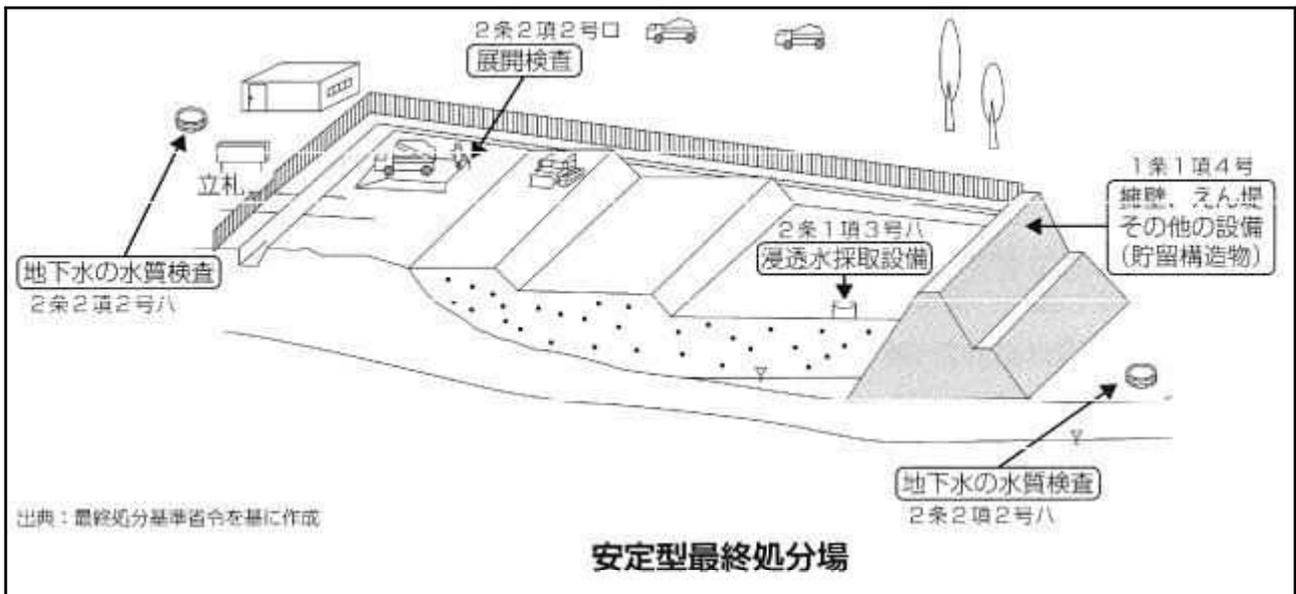
安定型最終処分場とは

産業廃棄物の最終処分場には「安定型」、「管理型」、「しゃ断型」の3種類があります。

安定型最終処分場には、有害物質や有機物等が付着しておらず、雨水等にさらされてもほとんど変化しない安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類のいわゆる安定5品目およびこれらに準ずるものとして環境大臣が指定した品目（施行令第6条第1項第3号イ(1)～(6)）が埋立処分されます（施行令第7条第14号ロ）。

安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の搬入を確実に防止するために、搬入産業廃棄物の展開検査が義務付けられています。

安定型産業廃棄物は、有害物質を含まず分解しない産業廃棄物であり、メタンなどのガスや汚水が発生せず、周辺環境を汚染しないとして、処分場の内部と外部を遮断する遮水工や、浸透水（最終処分場内に浸透した地表水）の集排水施設とその処理施設の設置は義務付けられていません。



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋) (昭和45年法律第137号)

(産業廃棄物処理施設)

第15条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第2号から第7号までに掲げる事項が、過去になされた第1項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるもの^(注)に限る。)について第1項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第2項第1号から第4号までに掲げる事項、申請年月日及び縦覧場所を告示するとともに、同項の申請書及び前項の書類(同項ただし書に規定する場合にあつては、第2項の申請書)を当該告示の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による告示をしたときは、遅滞なく、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長に通知し、期間を指定して当該市町村長の生活環境の保全上の見地からの意見を聴かなければならない。

6 第4項の規定による告示があつたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、当該都道府県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(注) 最終処分場、一定規模以上の焼却施設、廃石綿等の熔融施設、廃PCB等の分解施設など

(許可の基準等)

第15条の2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。

二 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

三 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

2 都道府県知事は、前条第1項の許可の申請に係る産業廃棄物処理施設の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設の過度の集中により大気環境基準の確保が困難となると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

3 都道府県知事は、前条第1項の許可（同条第4項に規定する産業廃棄物処理施設^(注1)に係るものに限る。）をする場合においては、あらかじめ、第1項第2号に掲げる事項について、生活環境の保全に関し環境省令で定める事項^(注2)について専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。

4 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

5 前条第1項の許可を受けた者（以下「産業廃棄物処理施設の設置者」という。）は、当該許可に係る産業廃棄物処理施設について、都道府県知事の検査を受け、当該産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(注1) 最終処分場、一定規模以上の焼却施設、廃石綿等の熔融施設、廃PCB等の分解施設など

(注2) 廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項

(変更の許可等)

第15条の2の6 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 第15条第3項から第6項まで及び第15条の2第1項から第4項までの規定は、前項の許可について、同条第5項の規定は、前項の許可を受けた者について準用する。

鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱(抜粋)

平成3年4月1日 告示第941号

改正：平成4年12月2日	告示第2227号
平成8年11月8日	告示第1558号
平成10年2月16日	告示第168号
平成12年6月27日	告示第842号
平成13年3月27日	告示第500号
平成15年11月28日	告示第1471号
平成28年3月25日	告示第326号
令和3年3月26日	告示第390号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物等の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第3章 処理施設の設置等

(処理施設の設置等に係る事前協議)

第7条 処理施設の設置等を行おうとする者(以下「設置等予定者」という。)は、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の許可の申請(処理業者が設置する産業廃棄物の処分を行うための施設で法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設に該当しないもののうち、省令第10条の3第2号の指定を受けようとする者が設置する当該指定に係る施設にあつては当該指定の申請とし、当該指定に係る施設以外の施設にあつてはその工事の着手とする。第14条において「許可申請等」という。)の前に、処理施設設置等事前協議書(別記第1号様式。以下「事前協議書」という。)により知事に協議するものとする。

(関係地域等の指定)

第8条 知事は、前条の規定による協議があつたときは、当該処理施設の設置場所を管轄する市町村長及び当該処理施設の設置等につい

て周知を図る必要があると認める市町村長に対し、事前協議書の写しを送付し、必要に応じ、その概要について説明するものとする。

- 2 知事は、前項の市町村長から、生活環境の保全の見地からの意見並びに設置等予定者が協議すべき者及び事項についての意見を聴いた上で、関係地域(処理施設の設置等に伴い生活環境に著しい影響が生じるおそれがあると認める地域をいう。以下同じ。)、関係者(処理施設の設置等に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがあると認める者をいう。以下同じ。)及び設置等予定者が関係者と協議すべき事項(以下「関係地域等」と総称する。)を定めるものとする。ただし、当該市町村長の意見を聴いた上で、知事が関係地域等を定める必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 知事は、関係地域等を定めたときは、速やかに、その内容を設置等予定者及び前項の規定により定めた関係地域を管轄する市町村長(以下「関係市町村長」という。)に通知するものとする。

(関係市町村長等との協議)

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた設置等予定者は、事前協議書の内容について関係市町村長及び関係者と協議するものとする。

(説明会の開催)

第10条 設置等予定者は、第8条第2項の規定により関係地域等が定められたときは、関係地域内(関係者が関係地域外に居住する場合にあっては、関係地域内及び関係者の居住地。以下同じ。)において、処理施設の設置等に関する説明会(以下「説明会」という。)を開催するものとする。ただし、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域内以外の地域において開催することができる。

- 2 設置等予定者は、説明会を開催しようとするときは、その日時、場所その他必要な事項を、知事及び関係市町村長に書面で通知するとともに、関係者に周知するものとする。
- 3 知事は、関係市町村長、関係者又は設置等予定者のいずれかから要請があったときは、必要に応じ、その職員を説明会に立ち合わせるものとする。

(関係者の意見)

第11条 設置等予定者は、説明会を開催したときは、生活環境の保全の見地から出された関係者の意見の概要等を、関係者意見報告書(別記第2号様式)により知事及び関係市町村長に報告するものとする。

する。

- 2 設置等予定者は、前項の意見について、関係者と調整を行うものとする。この場合において、設置等予定者は、調整を行うべき意見の範囲等について、知事に指示を求めることができる。

(協議等結果の報告)

第12条 設置等予定者は、第9条の規定による協議及び前条第2項の調整(以下「協議等」という。)が調ったと認めるときは、協議等結果報告書(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。この場合において、設置等予定者は、前条第2項の調整が調った旨を記載した関係者からの書面の写しを当該協議等結果報告書に添付するものとする。

- 2 設置等予定者は、関係者の理解と協力を得るよう努めたにもかかわらず、協議等が調う見込みがないと判断するとき、協議等結果報告書を知事に提出することができる。
- 3 知事は、前2項の規定により協議等結果報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付し、期限を付して、当該処理施設の設置等について生活環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

(鹿児島県産業廃棄物専門委員会)

第16条の2 知事は、事前協議を円滑に進めるため、鹿児島県産業廃棄物専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置し、次の各号に掲げる場合において、専門委員会の意見を聴取し、当該意見を市町村長の意見に代えて、事前協議を進めるものとする。

- (1) 第8条第2項に規定する市町村長からの意見を求めることに努めたにもかかわらず、当該市町村長からの意見が聴けない場合
- (2) 第12条第3項に規定する関係市町村長からの意見を求めることに努めたにもかかわらず、当該関係市町村長からの意見が聴けない場合

- 2 知事は、前項に掲げる場合のほか専門委員会に対し、処理施設の設置等に関する事項について意見を求めることができる。
- 3 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、知事が別に定める。

以下、(略)

鹿児島県産業廃棄物専門委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県産業廃棄物等の処理に関する指導要綱（平成3年鹿児島県告示第941号。以下「要綱」という。）第16条の2第3項の規定により、鹿児島県産業廃棄物専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、産業廃棄物に関する学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とし、増員により委嘱された委員の任期は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、関係者から意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 専門委員会の庶務は、廃棄物・リサイクル対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成8年11月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月20日から施行する。

鹿児島県産業廃棄物専門委員会 委員名簿

(任期 令和6年3月9日～令和8年3月8日)

<五十音順>

氏 名	職 名	専 門 分 野
石窪 奈穂美	消費生活アドバイザー	生活環境
伊藤 洋	北九州市立大学 名誉教授	廃棄物処理工学
大竹 孝明	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授	環境工学
北村 良介	鹿児島大学 名誉教授	土質工学
木下 英二	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	熱工学
郡山 千早	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科 教授	衛生学
富安 卓滋	鹿児島大学大学院理工学研究科 教授	水質化学
前田 圭子	弁護士	法律
横川 由起子	鹿児島大学大学院理工学研究科 講師	有機合成化学